

国保だより

平成24年9月1日発行
平成24年 第4号
保険年金課
☎229-3160 ☎229-5001

10月1日から国民健康保険被保険者証が変わります

10月1日から国民健康保険被保険者証(以下、保険証という)が変わります。

現在使っている保険証の有効期限は、9月30日です。10月1日からは新しい保険証を窓口で提示してください。

新しい保険証は、9月中旬に国民健康保険被保険者のいる世帯主宛てに簡易書留郵便で郵送します。1通の封筒につき3枚までの保険証を入れています。被保険者が4人以上の場合は、複数の封筒で送付しますのでご注意ください。旧保険証は、10月1日以降に保険年金課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却するか、各自で処分してください。処分する場合は、有効期限を確認の上、住所・氏名などが分からないように裁断するなど十分注意してください。

なお、後期高齢者医療制度加入などに伴い、有効期限が異なる場合があります。その場合は有効期限までに新しい医療制度適用後の被保険者証を担当部署から送付します。

こんなときは手続きが必要です

○既に他の健康保険(社会保険等)に加入中のとき

津市国民健康保険の資格喪失手続きが必要になります。

手続きに必要なもの…新しい健康保険証、国民健康保険被保険者証、印鑑

○破損や紛失したとき

破損や紛失をして保険証が使えなくなったときは、すぐに保険年金課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に届け出て、再交付を受けてください。

再交付に必要なもの…身分証明書(運転免許証など)、印鑑



保険料は必ず期限内に

保険料は、国民健康保険(以下、国保という)の貴重な財源です。この財源が不足すると、国保の運営が非常に苦しくなります。自分のために、みんなのために、保険料は必ず納期限までに納めましょう。

もし、災害などの特別な事情により保険料の納付が困難になった場合は、保険年金課に必ずご相談ください。

口座振替のご利用を

日頃忙しい人、うっかり保険料を納め忘れてしまいがちな人のために、便利な口座振替をお勧めします。

手続き…預金口座のある市内の金融機関およびゆうちょ銀行の窓口へ通帳、届け出印、納入通知書または国保の保険証を持参してください。

特定健康診査を受診しましょう ～40歳から74歳の人へ～

○年1回、特定健康診査(以下、特定健診という)を受診しましょう。

○特定健診の結果から特定保健指導の対象となった人には、特定保健指導のご案内を送付します。届いたら自分の健康のために気軽に利用しましょう。

※特定健診を受診するには、受診券が必要です。

受診券は、対象となる人に順次発送しています。健診内容などについては、受診券に同封された案内チラシをご覧ください。

医療費をお知らせします

津市国民健康保険に加入している世帯の希望者に「国民健康保険医療費のお知らせ」を送付します。希望する人は、保険年金課へご連絡ください。